

宮古市上下水道部条件付一般競争入札実施要綱

	平成18年5月8日
宮古市水道事業所管理告示第1号	
改正	平成19年7月1日
改正	平成20年5月1日
改正	平成21年5月15日
改正	平成21年9月7日
改正	平成22年5月1日
改正	平成22年7月9日
改正	平成23年7月1日
改正	平成23年10月1日
改正	平成23年11月21日
改正	平成24年1月17日
改正	平成24年4月20日
改正	平成24年7月9日
改正	平成26年3月28日
改正	平成30年3月30日
改正	令和元年9月27日
改正	令和2年10月30日
改正	令和3年6月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めのあるもののほか、市営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (2) 法 建設業法(昭和24年法律第100号)をいう。
- (3) 市内業者 宮古市内に本店を有する業者で市税を完納している者をいう。
- (4) 準市内業者 宮古市内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に契約締結権限が委任されている業者で市税を完納している者又は舗装工事に登録された業者で宮古市内にアスファルトプラントを有する者で、市内業者に該当しない者を言う。
- (5) 県内業者 岩手県内に本店を有する業者で市内業者及び準市内業者に該当しない者をいう。

(対象工事)

第3条 条件付一般競争入札の対象工事は、原則として、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程(平成17年宮古

市告示第15号。以下「資格等規程」という。)第2条に規定する市営建設工事のうち、予定価格130万円を超える工事とする。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 政令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (4) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (5) 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。
- (6) 対象工事に関し、当該工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 法律で義務付けられている社会保険(健康保険及び厚生年金をいう。)加入がなされていること。
- (8) 条件付一般競争入札公告(様式第1号。以下「公告」という。)に明示する入札書類到着期限(以下「到着期限」という。)から開札の時までの間に、宮古市から市営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成17年宮古市告示第17号)に基づく指名停止を受けていないこと。

2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、対象工事ごとに資格等規程第12条に規定する宮古市営建設工事請負資格審査委員会に審議させたうえで市長が定める。

(入札公告)

第5条 市長は、対象工事について必要な入札条件等を付し、公告するものとする。

2 前項の公告は、宮古市上下水道事業会計規程(平成17年水道事業所管理規程第22号)第96条の規定に基づき、宮古市のホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する方法により行うものとする。

(提出書類の様式等の入手)

第6条 対象工事の入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は到着期限までの間、第9条第1項各号に掲げる提出書類の様式、条件付一般競争入札説明書(様式第7号)及び条件付一般競争入札心得(様式第10号)をホームページからダウンロードするものとする。

(設計図書等の購入)

第7条 入札参加希望者は、公告で指定する期間内において、別に定める方法により対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料(以下「設計図書等」という。)を縦覧しなければならない。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第8条 入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、公告で指定する期間内において、電子メールにより宮古市総務部契約管財課に申し出ることができる。

2 前項の質問及び質問に対する回答は、公告に指定する期間、ホームページに掲載する。
(入札の方法及び提出書類)

第9条 入札は、一般書留又は簡易書留による郵送とし、公告で指定する送付先（以下「指定送付先」という。）へ次に掲げる書類を送付しなければならない。

(1) 入札書（様式第4号）

(2) 工事費内訳書（様式第5号）

(3) 納入通知書及び領収証書（宮古市財務規則様式第24号）の写し

2 前項の書類は、到着期限までに指定送付先に到着させるものとし、到着期限を過ぎて到着した入札は無効とする。

(開札)

第10条 開札は、公告で指定する日時及び場所において、入札参加者で立会いを希望する者を立ち合わせて行うものとする。ただし、立会いを希望する者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定による立会いは、開札時に立会人委任状（様式第12号）を提出して、代理人によることができるものとする。

3 開札の結果、入札参加者の入札書と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、無効として取り扱うものとする。

4 工事内訳書の点検は、開札場所において宮古市上下水道部長等の指名する職員が行うものとする。

5 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）として指定する。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指定する。

6 開札の結果、落札候補者が複数となった場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札候補者を決定する。ただし、落札候補者となった者が開札に立ち会っていないときは、第1項ただし書の規定により立ち合わせた職員にくじを引かせる。

(入札参加資格の確認等)

第11条 市長は、次に掲げる書類を落札候補者に提出させ、資格を確認する。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号-1又は様式第2号-2）

(2) 入札参加資格で求める施工実績調書（様式第3号）

(3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 確認書類は、公告に指定する提出期限（以下「提出期限」という。）までに、落札候補者が宮古市総務企画部契約検査課に持参するものとする。

3 入札参加資格の確認に基づく落札の可否は、原則として提出期限の翌々日（その日が宮古市の休日に関する条例（平成17年宮古市条例第4号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日）までに、

当該落札候補者に条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

4 確認書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従わないときは、落札候補者の行った入札は無効となるものとする。

5 市長は、前項の規定による入札の無効又は落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は落札候補者の指定を取り消し、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札を行った者を新たな落札候補者に指定するものとする。

（入札参加資格がないと認めた理由の説明）

第12条 市長は、入札参加資格がないと認めた落札候補者から、その認定に関する理由の説明を求められた場合は、公告に指定する期日までの間、これに応じなければならない。

（落札者の決定）

第13条 市長は、落札候補者の入札参加資格の確認等を行った後適正と認めたときは、この落札候補者を落札者と決定するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 受注希望型競争入札実施要綱（平成18年宮古市水道事業所管理告示第2号）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日の前日までの受注希望型競争入札実施要綱（平成18年宮古市水道事業所管理告示第2号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の宮古市上下水道部条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月21日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の宮古市上下水道部条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の宮古市上下水道部条件付一般競争入札実施要綱の規程は、この要綱の施行の日以降に公告する契約から適用し、同日前に公告した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、条件付一般競争入札心得（様式第10号）の1の規定は、この要綱の施行の日以降に入札する工事から適用する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市上下水道部条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する入札から適用し、施行日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市上下水道部条件付一般競争入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する入札から適用し、施行日前に公告した入札については、なお従前の例による。